

青少年問題協議会基本計画調査部会（令和6年度） 会議要旨

日時：令和7年3月21日（金）
午前10時から午前11時50分まで
場所：宮城県自治会館 202会議室

青少年問題協議会基本計画調査部会 会議要旨

日 時：令和7年3月21日（金）午前10時から午前11時50分まで

場 所：宮城県自治会館 202会議室

出席委員：市瀬 智紀委員、尾坪 博史委員、加茂 博行委員、大橋 雄介委員

欠席委員：秋田 敦子委員

1 開 会

2 あいさつ 共同参画社会推進課 木村課長

3 委員紹介

4 座長選出 市瀬委員を座長に選出

5 協議事項

青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次）について
事務局より資料に基づき説明

【質疑応答・意見交換要旨】

○市瀬座長

今日は特に次期計画の基本理念や基本的方向について議論を行っていければと思います。全般にわたって細かいところまで御説明いただきましたので、御質問等ありましたらお願いします。

○尾坪委員

確認なのですが、自治体のこども計画を策定することになっていると思いますが、説明があったのは子ども・若者育成支援推進法の中の都道府県子ども・若者育成支援計画というところがこの第4次計画の策定の位置付けになっているのですよね。こども基本法と子ども・若者育成支援推進法は考え方としてはこども基本法の方に吸収されるようなかたちかと思うのですが、この第4次計画としては、子ども・若者育成支援推進計画として作成するということになるのでしょうか。

○事務局

尾坪委員が仰られたように、子ども・若者育成支援計画は、根拠法としては青少年健全育成条例及び子ども・若者育成支援推進法ということになりますけれども、こども家庭庁ができたことなどにより、色々と統合された部分というのもございます。宮城県としても、都道府県こども計画ということで、令和7年度を始期とする計画の策定に向けて保健福祉部において最終段階に入っているところです。令和7年度を始期とする宮城県のこども計画につきましては、基本的にはこども大綱の内容に忠実に沿った内容になっておりまして、例えば産前産後のこどもの誕生前から青年期に至るまで、かなり幅広いライフステージを網羅しております。それに加えて、子育て支援ですとか、少子化対策の一環としての結婚支援などについても含まれる内容になっているところです。こども計画と対象年齢や施策が重複する部分も実際ありますが、子ども・若者育成支援計画につきましては青少年健全育成条例の趣旨に基づきまして、あくまでも青少年の健全育成というところを主眼にしておりますので、若干網羅すべき内容が異なっているという実態もございます。ですので、同じこども大綱を元にする計画ではありますが、青少年健全育成のために重要であると考える項目を子ども・若者育成支援計画には盛り込むこととしておりまして、こども計画とも全体の整合を図りながら関連計画として位置付ける予定でございます。

○市瀬座長

こども計画との違いについて回答いただきありがとうございます。それでは大橋委員からお願いします。

○大橋委員

今の尾坪委員の質問にも関連してくるかと思うのですが、私の認識としては、こども計画ではややもすると優先順位が下がってしまいがちな、いわゆる若者世代に対しての施策をこちらの計画ではきちんと補完していくということが大事なのかなと思って伺っていました。

そこで前提の質問なのですが、今回の計画でいう子どもの定義をどのように考えているかを確認したくて、3次計画では概ね30歳未満、施策によっては40歳未満までということになっていますが、こども大綱、こども基本法に寄せていくのであれば、こどもの定義が心と体の成長段階にある人、のようになるところになるかと思うのですが、この計画ではどのように定義していくのかというところを伺いたいと思います。

○事務局

対象年齢につきましては、素案をお示しする際に委員の皆様にご意見をいただきたいと思いますと思いますが、現時点では現行計画と同様、概ね30歳未満、施策によっては40歳未満の者ということで、特に対象年齢を変えるということは事務局では考えておりませんでした。こども基本法で、大橋委員が仰られたようにこどもの年齢の定義がなくなって、心身ともに発達の過程にある者、というところだったと思うのですが、子ども・若者育成支援計画ということで若者世代などの支援に焦点を当てていくというところでの位置付けを示すには、ある程度の年齢をお示しすることも必要なのではないかと考えておりましたので、現時点では概ね30歳未満、施策によっては40歳未満というところで考えておりました。

○市瀬座長

重要な部分の御確認ありがとうございます。子ども・若者育成支援計画の次期計画においては、現時点では、概ね30歳未満、施策によっては40歳未満の者と謳っている現在の計画に基づいて議論していくということを御確認いただけたのかと思います。

それでは基本理念について、現行計画ですと「みやぎの子ども・若者の現在（いま）と未来を応援します」というふうになっていますが、これを第4次計画ではどのようにしていけばいいのか、これは先ほどご説明していただいた、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」という概念を勘案しつつ作成していくことになるかと思います。

また、こども大綱の基本的な方針ということで1から6までありますが、それを次期計画の中にどのように取り入れて実現していくのかというところを今日、議論していければと思います。

まず基本理念について御意見いただければと思います。

現行計画の基本理念「みやぎの子ども・若者の現在（いま）と未来を応援します」の主体は子ども・若者で、私たち大人世代がその未来を応援するという言葉を使っているのが特徴かと思います。この現行計画の基本理念を定めた際の背景や経緯、意味等について情報があれば教えていただければと思います。

○事務局

こちらの基本理念を設定した際の記録、経緯等を確認したところでは、現在困難を抱えている子どもでしたり、現在育むべき学齢期の子どもたちの支援に加えて、やはりその子どもたちが将来にわたって健全に生活できるように、という視点で、今だけを見るのではなくて未来の状態も応援していくという二つの視点を入れるということでこちらの基本理念にさせていただいたところです。

○市瀬座長

「こどもまんなか社会」ということで言われているのが、置かれている環境等にかかわらず等しく権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会であり、この考えを取り入れていかななくてはいけないところですが、こちらについて御意見がありましたらお願いします。

私は、現行計画の基本理念の「応援する」というところが気になっていて、応援に込められた意味でしたり、言葉遣いも考えて、分かりやすい、アピールできる言葉というのでも考えていかなければいけないと感じています。

○大橋委員

私も市瀬座長と同様「応援する」という言葉が気になっていて、あえてこの言葉を使ったのだろうなと推察しているところです。「支援」だと上から目線のように感じるから「応援」という言葉にしたのかなと推測するのですが、いずれにしても改めて見るとそのニュアンスが伝わりにくいなと思って、今回、場合によってはその変更の検討の余地はあるのではないかと考えていました。あとは、今回こども大綱を基盤に据えた計画ということなので、そのエッセンスは理念の中でも取り入れるべきだと考えておりました。具体的には、例えば「こどもまんなか」という言葉を入れるとか、あるいは未来を応援するのではなくて「ウェルビーイング」を実現するという言葉を入れるとか、そういったことが理念の方向性になるのかなと思います。

○市瀬座長

「応援」という言葉について整理が必要なのではないかという点と、「こどもまんなか社会」や「ウェルビーイング」という言葉をどう生かしていくかということで理念を作っていければと思います。今回この場で理念を決めるということでも良いのでしょうか。

○事務局

まずは、盛り込むべき要素等について今回御意見いただきたいと思います。たしかにウェルビーイングという視点などは前回計画を作るときにはあまり謳われていなかったものかと思いますので、そういったところを盛り込むという視点や、応援するとか支援するという視点は大人が主体のような見え方もありますけれども、あくまでも子どもや若者が主体となるというような視点も検討していきたいと思います。御意見ありがとうございました。

○市瀬座長

今事務局の発言にもあったように、あくまでも子どもや若者が主体であるというのをどう表現するのも重要だと思いますので、基本理念としてひとつのフレーズにまとめていただければと思います。

○加茂委員

私も「応援」という言葉が引っかかっていまして、やはり子どもたちが中心の社会を作っていくということを考えると、支援とか応援という我々が支えてあげるという感じになってきますが、私たちが目指していくこどもまんなか社会というのは、子どもたちが中心になって活躍していくということを、応援とか支援と言いたくなるのですが、表現は難しいのですが、見守るでは弱い気もしますし、支援とか応援という上から気にかけてあげるというような見え方にもなってしまいますので、第4次計画では、変わったなというのが実感していただけるような、そんなメッセージが込められるといいと思います。

○市瀬座長

子ども中心で計画を推進していけるようなフレーズというのはすぐには浮かばないですが、今後も検討していきたいと思います。

続いて基本的方向を議論していきたいと思います。

こども大綱の基本的な方針①で「こども・若者を権利の主体として認識し」という部分について、

次期計画の基本的方向2の中で「未来を担う子ども・若者の活躍を促進する」ということで方向性として示されております。それからこども大綱の基本的な方針②のところでは「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく」ということで、それらの主体となる人たちの視点から計画を作っていくべきである、というところなんです。次に③として「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」と書かれています。ここは座長として疑問があるところなのですが、切れ目なくというのは非常にきれいな言葉なのですが、この切れ目というのは何の切れ目のことを言っているのか、というところなんです。ライフステージに応じて、ということなので、成長段階の切れ目がないように、ということをやっているのか、それとも子どもや若者、それから子育て当事者それらの間の当事者の切れ目について言っているのか、不明な部分でございまして、次期計画の基本的方向の中でも「困難を有する子ども・若者やその家族を切れ目なく支援する」という部分に表れています。事務局としてどういうニュアンスで「切れ目ない」という言葉を使っているのか教えていただきたいです。

○事務局

「切れ目なく」というところですが、年齢の切れ目、また、制度の切れ目というところをイメージしております。年齢というところでは、小学校、中学校、高校、それ以上という中で、例えば義務教育の間は情報が共有できていても、高校に行くとその把握がなかなか難しかったりですとか、高校を卒業すると、もう接点がなくなってしまうと支援が行き届かない、という状況が起きていると思います。また、制度という点についても、福祉の分野などではそれぞれ個別の法律に基づいて様々な支援制度がございしますが、要件が厳密に法律で定められていたり、年齢の制限があったりというような支援制度もございします。それを、もっと広い様々な分野の関係機関が連携して情報の共有を行うことによって学校が変わっても、年齢が変わっても情報の引継ぎがうまくできたりだとか、みんなで協力して一人の子ども・若者を支援していくというような体制づくりをイメージいたしまして、「切れ目なく」というキーワードを使わせていただきたいと考えておりました。

○市瀬座長

今明確に御説明いただきました。一つは年齢、もう一つは制度ですね。その意味合いがこの「切れ目なく」という言葉でうまく伝わっていただければいいと考えています。

また、こども大綱基本方針の④で「良好な生育環境を確保する」ということで、貧困と格差の問題もかなり深刻な問題となっていますけれども、これが基本的方向4の「社会環境整備」に示されています。また、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるように、というウェルビーイングの考え方にもつながるところが基本的方向1で示されています。それから、こども大綱の基本的な方針⑥では、省庁とか行政の施策の分断などを解消し、連携しながら取組を推進していくというところですね。これは課題としては闇バイトや地域のつながりの希薄化などが書かれています。ここで言っている連携というのは本当に幅広いもので、例えば学校と家庭だったり、学校と地域もあります。また、学校と福祉、行政という部分も入ってくるかと思います。

この基本的方向1から4が非常に重要な部分かと思いますので、しっかり議論していきたいと考えていますので、委員の皆様から御意見いただきたいと思っています。

○事務局

理念や方向の柱について、こども大綱の基本的な方針を次期計画にまとめていくときに、どうしても「支援」や「応援」、「促進する」等の文言を事務局として使いがちですが、そういった点についても御意見やアドバイスをいただきたいと思っています。

○市瀬座長

主体が子ども・若者であるという視点でまとめるときに、子ども・若者の成長をどう支えていくかというところについて、適切な表現や方向性を示すことができれば、新しい計画として、変わったなというところを皆さんに思ってもらえるのではないかと思います。

○加茂委員

「支援する」という言葉が一概に今回使うのが難しいという考えはなくて、子どもたちの置かれている現状は、今日の食べ物に困っている子どもたちから、平均的な生活をして、自分で将来を考えて未来を目指していこうという子どもたちまで、色々な立場の子どもがいるわけで、私は基本的方向の3などであれば、支援していくという視点が必要だと考えています。ただ、こども主体で、自分の未来に主体的に向かっているという子どもたちに関する部分では支援するとか応援するではなくて、子どもたちが主語になる言葉を使っていけばいいと思っているので、全部が全部「支援」ということばが良くないとは思っていません。

○市瀬座長

社会的困難を抱えているような子どもたちに対しては、支援という視点も必要になりますが、場面によっては違った言葉を入れていければよろしいのではないかと思います。

○大橋委員

今の語尾の言葉に関しては、考え方として、支援するとか促進するとか、社会側がなんとかするという表現ですが、そうではない表現として、例えば「～の社会をつくる」とか状態を定義するという考え方もあるのではないかと思います。状態ということであれば、当事者である子どもや若者がその社会を評価するという、そのような状態になっているかどうかということが大事なので、今日議論されているような、子ども・若者が主体のニュアンスがより表現できるのではないかと思います。

こども大綱と次期計画のつながりのところで、こども大綱の基本的方針④の良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、というところですが、この「貧困と格差の解消を図り」というところが第4次計画につながっていないように見えるところが若干気になっています。というのも、このこども大綱をつくる議論においても貧困という言葉にフォーカスし、さらに「解消」という言葉を入れるという議論がこども家庭庁の審議会の議論の中でもかなりされていたので、貧困と格差の解消という部分と次期計画との紐付けをもう少し意識していただいてもよろしいのかと思いました。ただ、基本的方向3のところで困難を有する子ども・若者という言葉は入っているので、個人的にはそこに包括されてくるのかなとは考えています。

2点目は、基本的方向2のところでした、こども大綱ではこどもの意見表明権が非常に大事なポイントになっていますが、基本的方向2の中にもう少しこどもの意見を聴くというニュアンスが前面に出ていいのかなと感じました。今回こども大綱を踏まえての改定というところなので、少し強調しても良いのかと感じました。

3点目、基本的方向4について、自治体間の連携や良好な生育環境の確保というところが含まれている部分ですが、結局支援者の確保や育成ができないと、色々な施策をやったところで実現しない、人の確保がこれから15年くらいどんどん需給の差が広がっていくのは明確なので、基本的方向4の中に人材確保というのも含まれているとは思いますが、支援者の確保というのは大きな課題なので、文章の中にもぜひ明示していただくと良いと思います。

○事務局

こども大綱の基本的な方針④の中に記載されている貧困と格差の解消については、たしかにこの資料の中で明確に位置付けてはいなかったのですが、大橋委員が仰られたように、基本的方向3の「困難を有する」というところに含まれる課題ということで、紐付けられる具体的な基本施策や取組といったところでは入れていきたいと考えておりました。今後作成する資料においては、そういったキーワードも意識して作っていききたいと考えています。

2点目についてですが、こどもの意見を尊重するというキーワードが今の基本的方向の中では確かに入っていないというところでした。基本的方向2の中で、子どもから意見を聴くということや、活躍を応援するなどの事業に取り組んでいく予定としておりますが、そのような内容がもう少し分かりやすいような見出しについても検討していきたいと考えております。

3点目の支援者の育成というところについても、第3次計画でいうと基本的方向4として位置付けていたところですが、担い手やサポーターがいないと子ども・若者の支援は進められないということで非常に大事な視点だと思っていますので、基本的方向4の中でその点についても重要な視点であるということを書いていきたいと考えています。

○市瀬座長

貧困と格差の解消については基本的方向3の中に含まれるということですね。それをもう少し明確に関連性を示すということと、基本的方向4において支援者の育成が重要であることを示していくことが必要ですね。

すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにするという視点は、ウェルビーイングの視点かと思いますが、基本的方向1のみですとウェルビーイングというところが伝わりにくいのかなと。基本理念の中にウェルビーイングの視点を入れていくのであれば、基本的方向1の中にも子ども・若者が幸せな状態で生活できるということをどこかに入れるのがよろしいのかと考えております。

次に、調査部会として、課題をどのように捉えているかというのも基本的方向を考えている上で非常に重要なことだと思いますので、議論していきたいと思います。

今、課題として宮城県が抱えている様々な問題、不登校出現率の問題や全国学力学習状況調査の結果など、あるいは、意見表明の場が不足していることや、若者の県外流出、重複した課題を抱える子ども・若者をどう支援していくか、また、ヤングケアラーや闇バイトなど様々な課題を挙げていただいていると思いますが、もっと他にこういう課題があるという意見があると基本的方向に関する議論も深まっていくと思います。

加茂委員のほうから学校現場における課題等感じていることなどがあれば教えていただけますか。

○加茂委員

私が拝見して、切れ目なくという視点と、社会の変化に支援の計画が追いついていないのが課題だなと感じました。例えば基本的方向1の不登校出現率に関しては、だんだんと義務教育段階だと別室登校だったりICTの活用だったり、人も予算もついてきている印象ですが、それが高校に行くとまた状況が異なっていたり、さらに深刻なのは高校が終わった後の支援というのが切れ目なく行われていないという現状があり、この切れ目なくというところを組織的に仕組みとして取り組んでいくことが必要だと思います。

あとは社会の変化についていけないというのは、課題にもありますが闇バイトの問題などは、昔はあまり考えられなかったのですが、今では学校警察連絡協議会などでは中学校でも闇バイトの話題が上がったりしているので、劇的に社会の変化が加速度的に変わっていくので、そのような変化にどのように対応していけるのか、対応していけるような支援計画にするべきなのかというところ、この資料をみて重要なのは切れ目なくというキーワードと社会の変化に対応するというところだと思います。

○市瀬座長

切れ目なくという視点は非常に重要なので、支援を途切れさせないという視点を次期計画には必ず盛り込んでいく必要がありますね。また、社会状況が次々と変化しており、令和8年度から12年度まで続いていく、その中でもまた様々なことが変化していくことを見越しながら計画を作っていくことが必要だと思います。

○尾坪委員

P.T.A.の現場でも、基本的方向1及び基本的方向2の課題については非常に体感しており、不登校については非常に取り組まれてきたなと感じています。学校の先生がICTを活用したり、保健室登校をしていたり、現場で非常に対応してきていると感じています。学力はたしかに宮城県としては平均よりも低いと思いますが、例えば気仙沼市では6時間目を部分的にカットして、勉強会などをしたり先生たちが対応しているように見えるので、今後楽しみだと思っています。

一方、意見表明や社会参加が非常に大きいテーマで大変喜ばしいことだと認識しています。この中でも取組の強化というのが謳われているので、事業として盛り込んでいただければと思います。実際は意見表明と言っても現場のほうでは誘導したり、そういうシーンもあり先生の意向が優先されることもあるように見受けられるので、先生方の認識も変わっていくといいと思います。

○市瀬座長

不登校対応については小中学校ではかなり進んできていますが高校やそれ以降の成長プロセスの中でどのようにしていくか、というところですね。ただ、対策は進んできていると思うので、第4次計画の中ではそれらが反映されてくると思います。意見表明の部分ですが、個人的には、様々な学校現場で社会に対して意見を言う場面は増えていると思いますが、大人が誘導する場面が多かったり、出てくる子どもたちが積極的な、優秀な子どもたちが多かったりというところがあり、こども大綱で想定しているのは、様々な課題を抱えている子どもも自己肯定感を高めることができるような場を作っていくという意味で言っていると思うので、それが実現できればいいと考えます。意見表明の場が、限られた子ども若者ではなくもっと広まっていかなければいけないと考えています。

○大橋委員

課題の認識については、個別の課題については様々ありますが、例えば高校の中退率については宮城県は下がってきていたのが上がってきているのでそういったところを取り上げるというのも一つなのかと思いました。現場で取り組んでいる現状で気になる場所としては、児童虐待の相談件数は増えているのですが、そこから一時保護とか社会的養護などになかなかつながらなかったりという状態もあるので、社会的養護と家庭の間をどうサポートしていくのかということも大事なテーマと感じていますが、本当に様々な課題があると思っています。

共通するところとしては、他の会議でもお話しているのですが、基礎自治体の取組の格差というのが今までもありましたし、国でも色々な施策をつくっていますが実施率がすごく低いので、自治体の取組格差というのに対してどのように解消していくかということが県の立場としては大きな課題なのではないかと考えています。基本的方向4に関わってくる部分かと思っています。

あとは抽象的な話になりますが、この計画は5年間の計画となりますが、日本社会の物価高の流れというのは今後も続いていくのではないかと考えています。そうなった場合、我々は困難を抱えている家庭とつながっている団体ですが、保護者の方は非正規雇用などの立場の方がほとんどなので、賃上げの流れについていっていないところも多いと思いますし、一方で雇用主が賃上げをすることになっていったときに、いわゆる生産性のない人たちが切られていってしまうのかなということを危惧しているので、より生活が苦しい家庭が増えているのではないかと懸念しています。これを共助公助の精神で支えていかないとこのような家庭がどんどん増えていってしまうのではないかと危惧しています。

○市瀬座長

長期的な今後の5年間で貧困と格差に伴う課題がますます広がっていくのではないかと考えられるので、それを見越した計画にしなければまた取り残される子どもが増えてしまうのではないかと考えます。

それでは続いて資料3について議論していきたいと思います。

基本的方向に基づいて、推進する施策や取組について提案していただいているところですが、こちらについてご意見がありましたらお願いします。

推進する施策7の安全・安心な環境の提供というのは少し抽象的かなという印象もあります。どのようなイメージで書かれていますか。

○事務局

イメージとしては、推進する取組に例示させていただいている現行計画の取組にあるように、例えば有害環境への対応ということで、県警のほうでもインターネット上に不適切な投稿がないかパトロールなどを行っていたり、青少年保護対策事業ということで有害な図書が陳列されていないかやイン

ターネットカフェやカラオケなどで青少年が夜間に入場できないように施設の方で対策されていないかなどの有害環境の立入調査などを行っています。あとは、学校や警察等が連携した協議会の開催や、安全安心まちづくり推進事業ということで、日頃の見守り等を推進していくような事業をイメージしていますが、たしかに抽象的な書き方にはなっていますので今後記載については検討していきたいと思います。

○尾坪委員

今資料に記載されている施策の中で、施策の改廃などはあるのでしょうか。

○事務局

来年度初めに庁内に照会しまして、おそらく様々な課題に対応した新規事業もあるかと思いますが、あとは効果的に事業を実施するために統合されたような事業もあるかと思いますが、そういったところを反映した上で来年度は資料としてお示しさせていただきたいと思いますが、今載せているのは現行計画で取り組んでいる事業となっております。

○尾坪委員

推進する取組の中で基本的方向1や2では明確に課題として出ているところもあると思います。不登校に対しては学校として対応してきているということは申し上げましたが、県として新たに取り組むとか予算をつけるとかがあればより具体性が出て良いと思います。学力向上については推進事業などもありますのでそこを当て込んで、今後学力向上につながると思います。

基本的方向2については取組強化が必要というように課題にも書いていますので、ここはぜひ練ったかたちでプラスする事業があると良いと思います。

○市瀬座長

先ほど大橋委員が発言されていた、施策の地域間格差がどこにも表現されていないという点についてもどこかに反映できるものなのでしょうか。

○事務局

実際にそういった現状はあると思うので、表現等について検討します。

○尾坪委員

中学高校になると、社会参画や体験学習、探究学習などがあります。そこに向けた県立高校等に対する支援というのを明確に出すのも良いと思います。

○市瀬座長

そういったところになかなか予算がつかないという現状もあるかと思うので探究学習や社会参画といったところ、全ての生徒さんが社会参画できることが重要だと思います。様々な取組が学校現場で広がっているので、そのような内容が入ってくる良いと思います。

○加茂委員

基本的方向3に関する推進する施策の6が気になっていて、基本的方向3のための施策として施策の5はイメージがしやすいのですが、6が基本的方向3と合致しているのかというところが少し疑問があります。例えば年代を超えて情報を共有して支援を継続していくような仕組みのところがあれば、そちらのほうが適しているのかと思っているのと、推進する施策3の推進する取組の6番の意見表明の機会の提供というところで、例として少年の主張が挙げられていますが、先ほど市瀬座長が仰っていたように比較的自己アピールのできる優秀な子どもたちが意見表明できる機会、ここで今回の支援計画の中で言っている意見表明というのはこういうものも含むのでしょうか、もっと子どもたち

の生活に根ざしたところでの意見表明の機会というのを例として挙げることであれば良いと思います。

○市瀬座長

イベント型の意見表明の場ではなく継続的な、そして様々な子ども・若者が社会への参画を得られるような事業があると良いと思います。

国際交流や異文化理解について、例えば生徒が海外に向かっていくという方向性もありますが、外国籍の子どもたちがクラスの中で包摂されていかないという課題もありますので、外国人と日本人の子どもの交流を促進するような事業というの、計画の趣旨に合うものになると思っています。

○大橋委員

推進する施策の後に取組が紐付いていますが、結局取組というのは他の部局にまたがって取り組んでいくというものも多いと思うんですね。他の部局にまたがるものは勝手に書きにくいかと思うのですが、ここに書く取組というのは、どのくらい他部局に影響を与えられるものなのかという、今ないものを取組として入れ込んでいけるものなのかということをお聞きしたいです。

○事務局

来年度に入ってから作業になりますが、基本的方向や推進する施策として考えている内容に沿った事業があればということで全庁的に照会して、我々の方で知り得ない個別の事業等もありますので、こちらの内容に関連する事業であれば、各課の方で回答として挙げてもらうというふうに考えていました。関連する事業として挙げていただいた事業については、計画の中に位置付けて年度毎に実施状況等を確認していくようになりますので、そういったところも踏まえて各課から情報を集めたいと思います。

○大橋委員

意見表明の部分で、声を拾いにくい子どもたちの意見を聴くということは非常に大事だと思っています。参考までに先月のこども家庭庁の貧困の部会でも同じようなテーマが議論されていて、こども家庭庁としては声を拾いにくい子どもたちの意見を聴くためのコーディネーター派遣事業を実施していて、県としてどのように実施していけばそれが有効な事業となるかといったところを議論したのですが、県としてもそういった補助事業等を使って事業を実施するというのも非常に大事だと思いますので、施策の3の中により意見を拾いにくい子どもたちの意見を大切にするというニュアンスを含めていくのが大事だと考えています。

○市瀬座長

先ほど大橋委員からも意見がありましたが、各課からきている事業なので、各課ごとの縦割りの事業が出てくるので、課をまたぐような事業を見通せないのではという御意見かと思います。各課で予算がついている事業なので、難しいとは思いますが、切れ目なくとか協働という部分の色合いをどう出していくかというところにつながりにくいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

たしかに各課はそれぞれの根拠に基づいて事業を実施しているので、どうしても個別の事業になりがちかと思うのですが、基本的方向としても打ち出していますが「切れ目なく」という視点が非常に重要になりますので、庁内の連携についても意識しながら計画を策定していきたいと思っています。また、当課で実施しています子ども・若者支援地域協議会においても、年齢や制度の切れ目によらず、様々な機関が連携して情報を共有する取組を行っていますので、そういった枠組みも活用しながら様々な分野が連携して子ども・若者の健全育成に取り組んでいきたいと考えています。

○市瀬座長

基本的方向や推進する施策、理念や課題について、委員の皆様にも考えていただいて、委員の皆様に持ち寄っていただけると、質の高い議論ができると思います。

今後の流れを確認させていただきたいのですが、今日の議論などをもとに事務局の方で基本的方向や推進する施策についての提案をいただくということになりますでしょうか。

○事務局

来年度第1回目の調査部会では、本日いただいた意見を踏まえ基本的方向や推進する施策についての文言等を整理した上で改めてお示しさせていただきたいと思います。それに加えて、基本理念についても御意見を頂戴しましたので、それを反映した事務局案をお示しさせていただきます。来年度第1回調査部会では素案ということで、もう少し計画らしい、本文をつけた形でいったん皆様に御確認させていただきたいと思っております。

○市瀬座長

課題や基本的方向の文言については6月の部会の前に直接事務局に提案しても構いませんか。

○事務局

今回御発言できなかった内容でしたり、後日資料を見て気がついたことなどがありましたら、御連絡いただきまして、そういった内容も踏まえて素案の作成に進んでいきたいと思っております。

○市瀬座長

それでは我々委員も持ち帰って、検討することとしたいと思います。

今回の調査部会はこれで終了します。